

○船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和 26 年 7 月 1 日運輸省令第 54 号）に基づく報告様式（抜粋）

<関係条文>

（運航実績等の報告）

第 3 条 船舶運航事業を営む者等は、次の表の区分により報告書を提出するものとする。

<港湾調査の調査票様式と関係する報告様式>

- ・ 第 1 号様式 内航旅客定期航路事業運航実績報告書
- ・ 第 2 号様式 外航船舶運航実績報告書
- ・ 第 3 号様式 内航貨物定期航路事業運航実績報告書
- ・ 第 4 号様式 旅客不定期航路事業運航実績報告書
- ・ 第 5 号様式 内航不定期航路事業運航実績報告書

数	その他（台）				
	合計（台）				
自動車輸送台キロ	バス（台キロ）				
	乗用自動車（台キロ）				
	普通トラック（台キロ）				
	その他（台キロ）				
	合計（台キロ）				
航送旅客	輸送人員（人）				
	輸送人キロ（人キロ）				
年間燃料消費量	軽油（キロリットル）				
	A重油（キロリットル）				
	B重油（キロリットル）				
	C重油（キロリットル）				
	その他（ ）（キロリットル）				
	合計（キロリットル）				

- (注) 1 本報告書は、航路ごとに1葉とすること。
 2 一般旅客定期航路事業又は特定旅客定期航路事業の別により、左上に（一般）又は（特定）の表示をすること。
 3 航路番号の欄には、許可番号を記載すること。
 4 航路名の欄には、許可を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経路を異にする2航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。
 5 船舶の種類別の欄には、自動車航送船、高速船（自動車航送船以外の旅客船であって航海速度が22ノット以上のものをいう。船舶の種類別の欄にいう「高速船」も同様とする。）又はその他の旅客船の別を記入すること。
 6 自動車航送能力台数の乗用自動車の欄には、乗用自動車（注11の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。）の航送のみに係る自動車積載面積を10.4平方メートルで除して得た数を、普通トラックの欄には、自動車積載面積（乗用自動車の航送のみに係る自動車積載面積を除く。）を26.4平方メートルで除して得た数を記載すること。
 7 備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。
 8 旅客輸送人員の欄には、自動車航送に係るものを含めて記載することとし、年齢12年未満の者は2人をもって1人に換算すること。
 9 旅客輸送人キロの各欄には、それぞれ旅客（自動車航送に係るものを含む。）

第一号様式（第3条関係）

年 月 日

（ ）内航旅客定期航路事業運航実績報告書（年度分）

殿

事業者名及び住所

航路番号	
航路名	

就航船名	船舶の種類別	総トン数 (トン)	旅客定員 (人)	自動車航送能力 台数(台)		貨物積載 容量(平方 メートル)	運航 回数 (回)	備考
				乗用自 動車	普通ト ラック			

		船舶の種類			合計
		自動車運 送船	高速船	その他の 旅客船	
運航回数	往航(回)				
	復航(回)				
	合計(回)				
旅客輸送人員	往航(人)				
	復航(人)				
	合計(人)				
旅客輸送人キロ	(人キロ)				
	(人キロ)				
	合計(人キロ)				
自動車航送台	バス(台)				
	乗用自動車(台)				
	普通トラック(台)				

- の輸送人員に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ旅客の港間の輸送人員に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。この場合輸送人員については、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 10 自動車航送台数のバスの欄には、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車（自動車登録規則）（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号（以下単に「分類番号」という。）が、2、20から29まで及び200から299までの自動車の台数を記載すること。
 - 11 自動車航送台数の乗用自動車の欄には、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車（分類番号3、30から39まで及び300から399までの自動車）、人の運送の用に供する小型自動車（分類番号5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799までの自動車）、貨物の運送の用に供する小型自動車（分類番号4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699までの自動車）で乗車定員4名以上のもの及び人の運送の用に供する軽自動車の4輪のもの台数を記載すること。
 - 12 自動車航送台数の普通トラックの欄には、貨物の運送の用に供する普通自動車（分類番号1、10から19まで及び100から199までの自動車）の台数を記載すること。
 - 13 自動車航送台キロの各欄には、それぞれ自動車航送台数に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ港間自動車航送台数に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。
 - 14 航送旅客の各欄には、運転者を含めて自動車航送に係る人員について記載すること。
 - 15 小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。

第二号様式（第3条関係）

年 月 日

外航船舶運航実績報告書（月分）

船舶所有者 殿

船名

総トン数

重量トン数

定期不定期の別及び航路名

事業者名

住所

担当者名

電話番号

貨物	積地の出港日	揚地	揚地の入港日	品目	数量		運賃収入 円	旅客	乗船地の出港日	下船地	下船地の入港日	人員	運賃収入 円
					トン	メートル							
積地													

(注) 各欄の記載は、国土交通大臣の指示するところにより、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することにより代えることができる。

量	その他（ ）(キロリットル)	
	合計（キロリットル）	

- (注) 1 本報告書は、航路ごとに1葉とすること。
- 2 航路名の欄には、届出をした航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする2航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。
- 3 運航回数の欄には、実際に就航した回数を記載すること。
- 4 備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。
- 5 旅客輸送人員の欄には、自動車航送に係るものを含めて記載することとし、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 6 旅客輸送人キロの欄には、旅客（自動車航送に係るものを含む。）の輸送人員に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、旅客の港間の輸送人員に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。この場合輸送人員については、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 7 自動車航送台数のバスの欄には、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車（自動車登録規則）（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号（以下単に「分類番号」という。）が、2、20から29まで及び200から299までの自動車）の台数を記載すること。
- 8 自動車航送台数の乗用自動車の欄には、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車（分類番号3、30から39まで及び300から399までの自動車）、人の運送の用に供する小型自動車（分類番号5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799までの自動車）、貨物の運送の用に供する小型自動車（分類番号4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699までの自動車）で乗車定員4名以上のもの及び人の運送の用に供する軽自動車の4輪のもの台数を記載すること。
- 9 自動車航送台数の普通トラックの欄には、貨物の運送の用に供する普通自動車（分類番号1、10から19まで及び100から199までの自動車）の台数を記載すること。
- 10 自動車航送台キロの各欄には、それぞれ自動車航送台数に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ港間自動車航送台数に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。
- 11 小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。

第三号様式（第3条関係）

年 月 日

内航貨物定期航路事業運航実績報告書（年度分）

殿

事業者名及び住所

航 路 名	
運 航 回 数	

就 航 船 名	総トン数	旅客定員	運航回数	備 考

旅客輸送人員（人）		
旅客輸送人キロ（人キロ）		
自動車航送台数	バ ス（台）	
	乗用自動車（台）	
	普通トラック（台）	
	その他（台）	
	合 計（台）	
自動車送台キロ	バ ス（台キロ）	
	乗用自動車（台キロ）	
	普通トラック（台キロ）	
	その他（台キロ）	
	合 計（台キロ）	
年間燃料消費	軽 油（キロリットル）	
	A重油（キロリットル）	
	B重油（キロリットル）	
	C重油（キロリットル）	

その他（ ）(キロリットル)				
合計 (キロリットル)				

- (注) 1 本報告書は、航路ごとに1葉とすること。
 2 航路番号の欄には、許可番号を記載すること。
 3 航路名の欄には、許可を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする2航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。
 4 自動車航送能力台数の乗用自動車の欄には、乗用自動車（注9の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。）の航送のみに係る自動車積載面積を10.4平方メートルで除して得た数を、普通トラックの欄には、自動車積載面積（乗用自動車の航送のみに係る自動車積載面積を除く。）を26.4平方メートルで除して得た数を記載すること。
 5 備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあつてはその旨を記載すること。
 6 旅客輸送人員の欄には、自動車航送に係るものを含めて記載することとし、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
 7 旅客輸送人キロの欄には、それぞれ旅客（自動車航送に係るものを含む。）の輸送人員に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ旅客の港間の輸送人員に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。この場合輸送人員については、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
 8 自動車航送台数のバスの欄には、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車（自動車登録規則）（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車種別及び用途による分類番号（以下単に「分類番号」という。）が、2、20から29まで及び200から299までの自動車）の台数を記載すること。
 9 自動車航送台数の乗用自動車の欄には、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車（分類番号3、30から39まで及び300から399までの自動車）、人の運送の用に供する小型自動車（分類番号5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799までの自動車）、貨物の運送の用に供する小型自動車（分類番号4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699までの自動車）で乗車定員4名以上のもの及び人の運送の用に供する軽自動車の4輪のもの台数を記載すること。
 10 自動車航送台数の普通トラックの欄には、貨物の運送の用に供する普通自動車（分類番号1、10から19まで及び100から199までの自動車）の台数を記載すること。
 11 小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。

第四号様式（第3条関係）

年 月 日

旅客不定期航路事業運航実績報告書（年度分）

殿

事業者名及び住所

航路番号	
航路名	
運航回数	

就航船名	船舶の種類別	総トン数(トン)	旅客定員(人)	自動車航送能力台数(台)		貨物積載容量(平方メートル)	運航回数(回)	備考
				乗用自動車	普通トラック			

	船舶の種類			合計
	自動車航送船	高速船	その他の旅客船	
旅客輸送人員(人)				
旅客輸送人キロ(人キロ)				
自動車航送台数	バス(台)			
	乗用自動車(台)			
	普通トラック(台)			
	その他(台)			
	合計(台)			
年間燃料消費量	軽油(キロリットル)			
	A重油(キロリットル)			
	B重油(キロリットル)			
	C重油(キロリットル)			

